

学生の通称名等使用の取扱い要項

令和6年12月17日

学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 大阪河崎リハビリテーション大学(以下「本学」という。)に在籍する学生の旧姓又は通称名(以下「通称名等」という。)の使用の取扱い及び手続きについては、この要項の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要項において「学生」とは、学部生、研究科生、科目等履修生等として在籍する者をいう。

2 通称名等の使用の申出ができる学生は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 親又は本人の婚姻等によって改姓したが、旧姓の使用を希望する学生
- (2) 外国籍で住民票に記載されている通称名の使用を希望する学生
- (3) 性別の違和により通称名の使用を希望する学生
- (4) その他本名を使用することで著しく不都合が生じる等特別の事情がある学生

(使用の申出)

第3条 通称名等の使用を希望する学生は、通称名等使用申出書(様式第1号、以下「使用申出書」という。)に次の各号の書類を添えて、学務係に申し出なければならない。

- (1) 第2条第2項第1号に該当する学生は、氏名変更の事実が確認できる戸籍個人事項証明書等の公的書類
- (2) 第2条第2項第2号に該当する学生は、通称名が記載された住民票記載事項証明書
- (3) 第2条第2項第3号に該当する学生は、「通称名の使用が望ましい」旨の記載がある性別違和と診断された診断書
- (4) 第2条第2項第4号に該当する学生は、本名を使用することで著しく不都合が生じることを記した理由書(様式第2号)

2 前項第2号の規定にかかわらず、第2条第2項第2号に該当する学生が、入学時から住民票に記載されている通称名を使用する場合は、前項に定める使用の申出を不要とする。

(使用の許可)

第4条 使用申出書を受理した学長は、適当と認めた場合、通称名等の使用を許可する。

(通称名等を使用する文書等)

第 5 条 通称名等は本学が作成する文書等で使用する。ただし、法令等の定めにより本名を使用する必要がある文書等及び学長が通称名等の使用が適当でないと判断する文書等では通称名等を使用しない。

(使用の中止)

第 6 条 通称名等を使用している学生が、その使用を中止する場合は、通称名等使用中止届出書(様式第 3 号)を学務係に提出しなければならない。

(記録)

第 7 条 通称名等の使用許可の申出又は使用中止の届出があった場合は、学務係は、氏名の表記変更を学生個人票に記録する。

(在籍終了後の取り扱い)

第 8 条 卒業、修了、退学又は除籍時に通称名等使用をしていた学生に係る文書等(第 3 条に定めるものを除く。)の、在籍終了後の申請及び交付については、通称名等を使用するものとする。

(通称名等の使用に係る文書の交付)

第 9 条 通称名等を使用している学生(卒業、修了、退学又は除籍した者を含む。以下「学生等」という。)が、通称名等使用の事実について大学の証明を必要とする場合は、通称名等の使用を認めている旨を記載した文書(様式第 4 号)を学生等に交付する。

(その他)

第 10 条 この要項に定めのない事項については、必要に応じて、学長が決定することとする。

(事務)

第 11 条 この要項の運営に関する事務は、学務係が処理し、改正等の事務は、学務係が所管する。

(改廃)

第 12 条 この要項の改廃は、教授会において決定する。

附則

この要項は、制定日(令和 6 年 12 月 17 日)から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

通称名等使用申出書

申出日 年 月 日

学長 殿

通称名等の使用について、下記のとおり必要書類を添えて申し出ます。

記

学生 氏名	※自署 (現在大学に届け出ている氏名)	学籍番号
		専攻／領域

使用する 通称名		姓	名
	フリガナ		
	氏 名		
	ローマ字		

理 由	必要書類
婚姻等による旧姓の使用	3 ヶ月以内発行の戸籍個人事項証明書
住民票に記載されている通称名の使用	3 ヶ月以内発行の住民票記載事項証明書
性別の違和等による通称名の使用	診断書
その他()	理由書(様式第 2 号)

*外国籍等で上記の必要書類が提出できない場合は、氏名変更が証明できる公的書類を提出してください。

通称名等使用申出にともなう理由書

年 月 日

学生 氏名	※自署 (現在大学に届け出ている氏名)	学籍番号
		専攻／領域

通称名等を使用しようとする理由

通称名等使用中止届出書

届出日 年 月 日

学長 殿

下記のとおり通称名等の使用を中止しますので届け出ます。以後、大学から発行される文書等は本名で発行されることを了承します。

記

学生 氏名	※自署 (現在大学に届け出ている通称名等)	学籍番号
		専攻／領域

	姓	名
中止する旧姓 または通称名		
使用する本名		

様式第 4 号(第 9 条関係)

大阪河崎リハビリテーション大学学生の氏名の表記について

本学では, 学生からの申出により, 学生の氏名について旧姓, 通称名の使用を認めています。

下記学生の氏名表記については, 各種文書および証明書で通称名等を使用しています。

記

学 籍 番 号 _____

旧姓・通称名 _____

使用開始日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

本 名 _____

年 月 日

学長

通称名等の使用申し出にあたっての確認書

No.	確認事項	チェック欄
1	「学生の通称名等使用の取扱い要項」を熟読し、内容を理解したうえで手続きをおこなってください。	☐ 確認した
2	通称名等の使用を申し出ても、学長等が適当でないと判断した場合は許可されないことがあります。	☐ 確認した
3	通称名等の使用開始時期は、入学時、学年または学期の開始時を基本とします。ただし、婚姻等により旧姓を継続して使用する場合、および緊急を要すると判断される場合はこの限りではありません。	☐ 確認した
4	通称名等の使用が認められた場合、授業出席名簿、成績表、証明書等の表示はすべて通称名等本名との併記はできません。(ただし、学位記は希望があれば併記します)	☐ 確認した
5	通称名等記載の学生証は、本名を記載した学生証と交換でお渡しします。(入学時を除く)	☐ 確認した
6	在学時に通称名等を使用していた場合、卒業等の在籍終了後に発行される証明書等においても様式第 4 号を同封して発行します。	☐ 確認した
7	通称名等を使用していた者が、在学中に本名を変更した場合は、速やかに届け出てください。	☐ 確認した
8	本学が「通称名等の使用を認めている」ことを記載した学長名による文書を発行します。それ以上の通称名と本名の同一性の証明は原則としておこないません。	☐ 確認した
9	国家試験免許等、学外の資格は通称名等では出願や手続きが認められないことがあります。また、日本学生支援機構奨学金は、住民票に記載されている通称名以外での申請はできません。その他、法令等の定めにより通称名等が使用できないことがあります。	☐ 確認した
10	本人や学費負担請求先への送付物の宛名に通称名等が記載されます。また保護者等の案内物においても通称名等が表示されます。	☐ 確認した
11	通称名等の使用の申し出にあたり、今後のサポートや確認のための面談を希望しますか。ただし、面談を希望しないにチェックをした場合も面談をおこなう場合があります。 特別の対応を必要とする場合は、理由書(様式第 2 号)にその内容を明記の上、必ず面談を受けてください。	☐ 希望する ☐ 希望しない

通称名等使用開始希望日(希望に添えないことがあります)

年 月 日

年 月 日

学籍番号

本名

通称名等